

## 浜松市議会行財政改革・大都市制度調査特別委員会会議録（抜粋）

### 開催日時

令和2年9月23日（水）午後1時30分開議

### 開催場所

全員協議会室

### 会議に付した案件

- 1 行政区再編協議【行程3】区再編について  
3-2 区再編のメリット・デメリット

13:30

#### 1 行政区再編協議【行程3】区再編について 3-2 区再編のメリット・デメリット

#### ◎結論

行政区再編協議【行程3】区再編の3-2区再編のメリット・デメリットについて、協議し、特別委員会として、区の再編が必要と結論づけました。

また、区の再編については、住民投票が実施され、市政の重要課題として協議を進めてきたことから、その決定については、全議員が関わるべきとの結論に至ったことから、その方法等について、議会運営委員会へ協議を依頼していくこととなりました。

#### ◎発言内容

**○高林修委員長** それでは、前回に引き続き、行政区再編協議、行程3、区再編についてのうち、3-2、区再編のメリット・デメリットについての協議を行います。

各委員の方から御意見があれば御発言を願いたいと思いますが、いかがでしょうか。

**○太田康隆委員** 今回、行程3-2の区の再編のメリット・デメリットということでした。前回も指摘させていただいたのですが、行程2のところでの区の意義、在り方、あるいは浜松市の未来、こういったものに関連して行政区を再編することのメリット・デメリット、そして何のためにやるのかというところが市民からも非常に見えにくいということを指摘させていただいた中で、前は私なりの区の意義、在り方、あるいは浜松市の未来についての考え方を述べさせていただいて、またそれに対して委員間討議もさせていただきました。それでもなお、やはり市民にとってなぜ行政区を再編するのかというあたりをもう少し明確にしていきたいというふうに思いますので、私は維持派ですけれども、区を再編していくことに利があるとする皆様に委員間討議として何点かお聞きしていきたいと思います。よろしいですか。私が質問して答えていただくというようなことで討議していきたいと思います。

**○高林修委員長** それでは、太田委員にお任せします。

**○太田康隆委員** まず1つ目は、区を減らして協働センターの機能を強化することのほうが効果的だという考え方が言われています。極論すると区は要らないのだと、協働センターがしっかりしていれば

いいのだという主張もよく耳にします。

そこで、行政区を再編していくという皆様方の会派としての考え方も結構ですし、委員の考え方、個人的な考え方も結構なので、区を減らして協働センターの機能強化をしていくほうがいいのだとするその根拠と言いますか、お尋ねしていきたいと思います。岩田委員。

**○岩田邦泰委員** 前から申し上げていることにはなりますけれども、やはり区境があることによって、どうしてもいろいろなところで課題があるのかなと認識しています。

区境をなくして、近隣あるいは周辺の地域等も一緒になって地域課題の対応であるとか。それから私は協働センターのと言うときには必ず説明をさせていただきましたけれども、コミュニティ担当職員の力をもっとつけて地域力を向上していくべきではないかと話をさせていただいているとおおり、コミュニティ担当職員の強化を図ることが重要だと思っています。窓口業務という部分に関しては、後で出るかもしれませんが、必要なものやっていくことが重要なというふうに思っているところです。

**○太田康隆委員** 同じ質問ですけれども、関委員。

**○関イチロー委員** まず、区の数と協働センターの機能ということ、これを同じ土俵で論じるということに少し違和感があります。それからまた、機能強化というのは何なのかということの規定する必要がありますけれども、現在の協働センターが地域にとってさらにかげがえがなく必要な存在になるのであれば、それは大いに結構なことであると思えますし、その際に真の市民協働や住民自治がなされるためにも、それを担う体制と意識改革をさらに強化する必要があると思っております。

**○太田康隆委員** 森田委員。

**○森田賢児委員** 会派で取りまとめたので、同じで結構です。

**○太田康隆委員** 松下委員、どうですか。

**○松下正行委員** 私は、協働センターの機能強化という言葉がどういう意味なのかというところも少し分かりづらいので、なかなかストレートに答えるのは難しいと思っておりますが、私が考える協働センターの強化については、基本的には住民自治の強化という中の拠点になり得るかなというふうに思っています。拠点になるとは言い切れませんが、住民自治を強化するためには、今のこの協働センターというのは非常に要になるかなという意味と、政令市になった最初の時点では区役所が住民自治の拠点ということで、大きな区役所・小さな市役所ということでスタートしたはずですが、様々な行革も含めて当然やってきたわけです。住民自治が余り進んでいないのかなというのが私の認識で、そこを強化するためには協働センターを中心に住民自治を強化すべきだという考えであります。

例えば区役所のハードの施設面を考えると、そこをあえて全てなくして建物も取り壊してしまうという考えも一つですが、今までの議論の中でも出てきた例えば防災機能の拠点としてとか、協働センターでできない業務、そういったものを区役所の後の施設として残して、そこにそういう専門の人を配置して、例えばですけど、窓口業務をやっていくとかそういうことが考えられるかなと。

それともう一方、ICTが進む中で、後から出ると思いますが、協働センターの取扱業務のうち、証明書等の取扱業務、これもICTが進むことによってかなり減っていくかなということもあります。そういったことが将来できるとそのスペースが空きますので、そういったところを活用しながら協働センターでも相談窓口業務もできるかなというふうに……。これはあくまでも仮定の話ですので、あまり言ってもまだこれからの議論だと思いますが、私はそう思いますので、この協働センターの強化というのは必要かなと思っております。

**○太田康隆委員** あとまた関連したような質問になってきますので、とりあえずお聞きしていきます。

次は、いわゆる協働センター、これは第1種、第2種ありまして、合併した旧町村の役場を第1種として直轄機能も付加しながら残しているところが第1種です。第2種協働センターには、いわゆる旧浜松市の公民館に総合窓口、サービスセンター機能を付加して103業務を取り扱っているということです。これは平成5年から始まっている事業でして、細かくその業務が年間どのぐらい取り扱われているかを見ていきますと、例えば今、証明書のコンビニ交付であるとか周辺環境の変化も考慮すると、提供するサービスの中身、あるいは拠点の数とかというものを少し考えていく時期に来ているのではないかなというふうに思っています。

そういうことで効率化を図っていくこともできるものですから、聞きたいのは、協働センターの総合窓口業務、いわゆる103業務の提供するサービスの中身であるとか配置であるとかをですね、見直すべきだと思っているのですが、それに関してのお考えを聞かせてください。

また岩田委員のほうから。

**○高林修委員長** 岩田委員。

**○岩田邦泰委員** やはり見直すものは私もあると思っています。

それから、先ほど松下委員もおっしゃいましたけれども、ICTの進展によっても大分状況は変わってきていますし、これはそういったところにも十分対応しながら見直すものはあると感じております。

**○太田康隆委員** 関委員、お願いします。

**○関イチロー委員** 会派としては日本共産党浜松市議団もいらっしゃるので。

**○太田康隆委員** 日本共産党浜松市議団は維持派です。

**○高林修委員長** 太田委員の最初の発言は推進派ということで御指名がありました。

**○関イチロー委員** 自由民主党浜松の中での……

**○太田康隆委員** 会派で聞いていますので。

**○関イチロー委員** それはそれで僕は聞いていない。

**○太田康隆委員** また後の議論でやらせていただきたい。

**○関イチロー委員** 分かりました。

配置のことですけれども、まず1つは、配置というのは協働センターの位置の問題を言っていらっしゃるのかどうなのかということです。もしそうだとするのだったら検討の必要はあると思います。住んでらっしゃる方にとって区役所まで出向く必要のある頻度の高い業務があるようであれば、追加も検討する必要があるのではないのかと思っております。

また、一部の地域、浜北とか天竜のふれあいセンターなどで、103業務が提供されていないところもあります。住民の意向の下、取扱業務も考えるべきではないかと思っております。

今後はインターネットやデジタル機能を通じての業務のさらなる増進を図るべきで、来所の機会を減らしたり、簡略化する手だて・手法を視野に入れるべきではないかと思っております。

**○太田康隆委員** 区役所と近接しているところもあるので、そういったところは、例えば区役所を残すのであればそこに任せるとか、あるいは基幹協働センターを残してそこに集約していくとかという考えについてはどうですか。

**○関イチロー委員** それについても検討はする必要があると思いますし、やはり一番の基準は住民の方たちの利便性の問題だと思いますので、ある部分では、近接している場合には、二重であったり、それは無駄なことであると思いますし、それから地理的に協働センターの位置が過疎なところは、これはまた検討していくということで、それ自体、今までなかなかできなかったことではないかなと。これを

機会にそういう検討はする必要があると思っています。

**○太田康隆委員** 同じ質問で松下委員お願いします。

**○松下正行委員** 私も先ほどの協働センターの機能強化のところでも少し触れましたが、まず1つは、証明発行業務についてはICTが進んでくればかなりの部分で減るということがあります。

あとは、今の協働センターの配置・位置については、皆さんが言うように検討して、今の区役所の後の建物を活用する場合、そこを協働センターの業務としてやってもいいかなと思いますし、太田委員が言うように協働センターを取りまとめるような機関、そういうセンターをつくってそこでやってもいいし、今までみたいな一律全て同じ業務を全地域でやる必要はないと私思っています。それは地域ごとの実情、住民のニーズに合わせて業務の数は見直すべきだと思っていますので、窓口業務、また配置も含めて見直しはしっかり検討して、私も根本的には住民自治が協働センターでいかに進むかということの中で議論をしていくべきだと思っています。

**○太田康隆委員** ありがとうございます。

この2つの質問は、私は現行の7区を維持しながら浜松市の効率的な行政サービスの提供体制を摸索していくべきだという考え方で、むしろ区の出先機関としての協働センターの業務の提供体制や配置は、見直すべきところがあるのではないかという考え方を持っているものですからお尋ねいたしました。

中核市時代の浜松市は区がなくても何の不自由もなかった、だから区は要らないのだということをよく聞くのですけれども、政令指定都市になって、例えば児童相談所業務が市に来ました。そうすると、区で行われている児童家庭相談、こういったものは相変わらず区がないと機能していきませんし、あるいは生活保護審査会、生活保護について受給を認めるかどうかという審査会についても、福祉事務所長は区長ですので、こういったところも、区がなくなって区が広域になっていくと、ではどうカバーしてどこでどうさばっていくのかということが課題として出てくるので、これは協働センターを幾ら増やしても、協働センターに業務を下ろしていくことについて無理があると思っています。

次にお尋ねしたいのは、現在、区役所業務、先ほど協働センターで行われている業務はマックス103業務と申しました。直轄事業所として土木事務所であるとか、そういったものが協働センターに併設されてグループがある場合には、これは直轄ですので103業務には入れていないわけですが、いずれにしても区役所業務というのは546業務あります。区役所でなければ処理できないものも結構多数あるのです。例えば除籍謄本を取るとか、生活保護の審査とかです。

区を減らしていった場合、その区の出先、あるいは本庁の出先を含めた、いわゆる区がなくなってしまったところの行政センター的なものに人を配置して置いていかないと、浜松市は面積があまりに広いので網羅できないわけです。この前の住民投票したときの新3区案も、結局は中区、東区、南区、西区、北区を一緒にするという事だったのですけれども、北区と西区には行政センター置くということだったわけです。東区と南区に関しても、第1種の行政センターほどではないけれども、行政センターに準ずる組織を置くと。つまりそういうものを置かないと、広域の市域を全部網羅できないということだと思うのです。

ですから、今後区を再編していくというふうにお考えの委員の皆さんは、区の所管が広がっていったときに、相変わらず行政センターのようなものを置いていくという考え方でいいのかどうか。その辺についてお尋ねしたいのですが。

岩田委員から。

**○岩田邦泰委員** おっしゃるとおり浜松市は広いので、例えば2区にした場合、それぞれ広いところ

をカバーしなければならないということにもなりますし、以前からの議論の中でも、行政センターという考え方はあるねと。それは結局、区役所に関してはやはり法令必置だということもあって、ある意味、法律に縛られたものの中で設置しなければいけないといったこともこの中でもさんざん言われてきたわけです。市として最適な場所は、今せつかくあるものを使えばいいと思うのですが、今後向こう何十年かしていくうちにまた人口構成であるとか、その場所がどうなのかという話も出てきたときに、市が自由にその場所ですとか、その内容ですとかをまた最適な形で設置ができるという形の、いわゆる行政センターといえますか、そういったものは必要だろうと思っています。

**○太田康隆委員** 関委員。

**○関イチロー委員** そのように考えております。

行政センターというものがどういったものなのかという定義はまだきっちりとされておりませんが、ただ協働センターで行う業務の大体85%以上は業務としてはカバーしていますし、残りの部分については区がなくなったとしても行政センターで99%以上、今現行の格好からいけば賄えるのではないかとこのように考えております。

**○太田康隆委員** では松下委員。

**○松下正行委員** 先ほど来の話とダブるような話ですが、私は、基本的に区をなぜなくすかということ、今の7つの区役所で、いわゆる総合行政と言いますか、そういったことを一律でやるということを見直さない限り、効率的にはなっていないということが根本にあります。

そこで、要するに546業務ある中でも、今、関委員が言ったように協働センターとダブっている部分もあると。これがいわゆる二重行政というか、市民が協働センターへ行けばできるのにわざわざ区役所へ行くということもあります。そういったことを効率よくするために、法的に必置の区役所はなるべく廃止して、その代わり建物は残していく。例えば行政センターという形になると、区役所みたいに区長とか課長とかそういう管理職は要らないということになるので、業務をやる専門の人たちだけが配置されるというイメージで考えています。ですから、例えば区役所が行政センターになっても、同じ546業務をやるのであれば何も変わらないということになりますので、そこをいかに効率よくやるかというのは、建物は区役所から残して行政センターにするのか、また違う施設にするのか、違う組織にするのか、その中で住民自治がどれだけ充実できるか、そういったようなことを議論しながら決めていけばいいというふうに思います。

**○太田康隆委員** この質問は、例えば区を減らして、そこに行政センターを置くと。その行政センターの取扱業務は区役所に遜色ないような業務を取り扱わせるのだということになってくると、区役所を減らしても余り変わらないです。

前回の住民投票のときに、西区の行政センターで取り扱える従前の業務というのもたしか98%、99%だったかもしれませんが、とにかくほぼ取り扱えるということの説明でした。だけど、少なくとも区役所でないと取り扱えない業務というのは、例えばマイナンバーカードの申請であるとか、生活保護の先ほどの問題であるとか、児童家庭相談であるとか、パスポートの受発給であるとか、少し違うかもしれませんが、障害者福祉関係でも日用品、生活用品の助成申請などというのは、区役所でないと取り扱えないのです。そういうものを、中区なら中区の出先機関グループをそこへ置くということになれば、人も当然必要になりますので、私はあえて区をなくして行政センターの業務を充実するというのであれば、それはあまり改革にならないと思っていますので、それでお聞きしたわけです。

だからこれがどれだけの業務を行政センターに置くかとかという現実的な議論になってかないと、本

当に区を削減することのメリットがそこで出てくるのか、あるいは削減してしまうことでデメリットになるのかということが非常に難しいと思うので、そこは少し指摘しながらお尋ねをさせていただきました。

その次は、区は減らすけれども区とか区長の権限を強化していくのだという意見がありますが、これに対するお考えをお聞かせいただきたい。

岩田委員から。

**○岩田邦泰委員** 現行の総合行政の推進に関する規則の規定で私もよいと考えていますけれども、現在既に区長がこの権限を使い切れていないという部分で言うと、ここには権限強化というふうに書いてありますけれども、今の状態が使い切れていないのだと、本当に課題が多いということもあるので、この辺をよく検討してからなのかなと思っています。

**○太田康隆委員** 関委員、どうでしょうか。

**○関イチロー委員** まず1つは、どのような区の在り方を志向するのかわ、区の権限、区長の権限は変わってはくると思われます。

それからまた、区の数減らすということ自体が、権限とか予算・機能・人材などが集約されるということになりますし、そのために必然的に強化がなされるということになると考えています。都市内分権においては、当然強化されるべきであるというふうに思います。

**○太田康隆委員** 松下委員、どうでしょうか。

**○松下正行委員** 私は先ほども言っているのですが、市役所本庁と区役所との関係、それから区役所と協働センターの関係、それからさらに言うともう少し小さい枠の住民自治、こちら辺の組織の仕組みをどうするかというのが効率化に非常に絡んでくる話だと思っています。要は区役所というのは今、法で必置ということなので、ゼロにはならないということなのですが、今まで7つの区役所でやってきて、市民・住民から聞く声だと非常に分かりづらいということがあるわけです。ですから逆に、区役所、区長の権限を強化することによって、では本庁に行かなくていいのかとなった場合でも、最終的には本庁で決するという部分もかなりあります。そう考えると、そのところを地域ごとに住民・市民のニーズを考えながら、総合行政という話がありますが、もう少し絞ってやっていくのが逆に言うと効率がいいのかなと私は感じています。

少しイメージだけの発言で申し訳ないのですが、そういった中身はしっかりこれから議論すればいいと思っていますので、私としてはそういうイメージで、区役所と区長の権限を強化することがあまりベストではないというふうに思っています。

**○太田康隆委員** ありがとうございます。

前期の今後の住民自治、行政サービスの在り方等の議論の中でも、当局の話として区の権限を強化すると言っていたのです。だけど、私も皆さん言うように、ただ区を減らして権限強化すれば何か全てが解決するというようなそんなものではないのではないかと感じてまして、浜松市が平成19年に指定都市になるときに、先ほど皆さん触れていただいたのですが、区における総合行政の推進に関する規則をつくっています。これでうたっているのは、住民自治の拠点とする区を、地域のまちづくりの拠点、総合的市民サービス提供の拠点、市政に関する情報発信及び受信の拠点であると。区長の総合調整機能として、縦割りの行政にとって横断的な様々な事業の調整であるとか、助言であるとか、それから区内の施設の管理運営に関して区民の利便性を区長が代わって要求することができるのか、本当にいいことが書いてあるのです。だからこれをしっかりと全て実現させていけば、私は区の権限というのがかなり発

揮できたのではないかと考えています。不幸なことに区から人を減らしたり、それから本庁に集約するというような大きな流れがあったものですから、なかなか区長が現場に行って、こういった総合行政の魅力を発信できなかったのかなというふうなことを思うわけです。そんなことで区や区長の権限を強化すれば、行政区を減らしたことでのマイナスを穴埋めできることには必ずしもならないと私も思いますので、そこは確認させていただきました。

そして次はですね、今申し上げました区における総合行政の推進に関する規則がバイブルのように、浜松市は区の働きとして持っています。この総合行政機能を守るということについては皆さんどうお考えになるか、お聞かせいただきたいと思います。

岩田委員から。

**○岩田邦泰委員** 先ほどの4番目の質問のところで、課題が多いですという話をさせていただいたものですから、これを守るということになるのかいいえなのか、少し分からないところがあります。本当先ほどの話にも関連しますが、区長の権限に課題があることも含めて、行程4の中で具体的なことを決めていく中で検討が必要なのだろうと考えています。

**○太田康隆委員** 関委員。

**○関イチロー委員** 総合行政機能というものをどういうふうに定義するかは非常に難しいところではあるかと思いますが、先ほど言われた総合行政の推進に関する規則の4項目、このことについて言えば、十分であるかどうかというのは別にしても、区役所を中心に行政センター、協働センターにより連携することによってその辺のところは守られていると認識しています。

**○太田康隆委員** 松下委員。

**○松下正行委員** 私は今までの質問の流れの中で、区の総合行政機能というのは、区役所があるから、今そういう規則を市としてつくってやっているという認識でいます。だから例えば区役所がなくなるとしたときに、それを全部残すと考えると、どこに残すのだという話にもなるのかなと考えていて、私は区を減らしていくという考えの中に、区役所の先ほど言った546業務、総合行政機能をそのまま残すということはあるまいかなと考えています。

ですから、それはもう地域分散なのか本庁に全て集約なのか分かりませんが、要するに部分的に残す、ある意味最低限というか、それは先ほどの協働センターとか区役所の業務の中身と少し通じるころがあって、どこに集約していくかというのも、これからの議論にもよると思いますが、そこでこの総合行政というのは、果たしてそのまま残して、組織と建物の関係もあるので、それはこれからの議論になると思いますが、私は別に市で条例・規則を変えていけば組織が変わったときの対応として可能と思うので、そこは全部そのまま残すということではなくて部分的に残すというか、検討の中で業務のすみ分け、また編成の中できちんと変えていけばいいと考えています。

**○太田康隆委員** ありがとうございます。

恐らくこの総合行政の推進に関する規則を浜松市がつくった背景というのは、前に議論した区の権限とはというところでも触れたと思うのですが、地方自治法の第1条の2に、地方公共団体が自主的かつ総合的に行政を推進するというこの総合的という言葉がここで出てくるのです。その自治体がつく総合的に行政を推進する役割を区にも持たせる、できるだけ行政区にもそういうものを持たせようとする、そういう積極的な意思があったと思います。

それで、その総合的とは何なのかということについては、逐条解説を見る限り2つの事柄があって、行政間の調整とか調和を図ることと、もう一つ、一つの事業をなしていくときに企画立案から管

理執行までを一貫してやっていくというようなことが総合的ということの意味だと言っています。区役所という本庁の出先機関がそうした総合行政が展開できるということであれば、それだけ出先で権限を持っているわけですので、私は大いに結構なことだと思っていて、これはもう区の数が多かろうが少なかろうが、区役所がそういった機能を持つという意味では非常にいいことではないかと思ったものですから、お尋ねをいたしました。

その次に、実際に区の再編に直接関連する事柄を幾つか聞いていきたいと思いますが、区がカバーする人口はどのぐらいが適切だとお考えですか。

**○岩田邦泰委員** これも分からないというのが率直なところです。ほかの政令市だとかもいろいろ見ましたけれども、なかなか正解はないのだなというふうに思っています。

ただ、浜松市特有の課題というのものもあるなというところと言うと、単に人口ですとか面積割とかではなくて、地域特性であるとか課題的なもので分けるという方法も一つあるというふうには理解しています。

**○太田康隆委員** 関委員、同じ質問です。

**○関イチロー委員** 前々回の委員会で申し上げましたが、浜松市が合併して政令市になったときの区のベースとなったのが浜北市だと僕は解釈しておりますけれど、ただ今後、今まで7つの区でやってきて、それからまた今後の時代を考えたときに、人口要件というのは一義的なものではないのではないかと考えています。なぜならば、少子・高齢化であるとかデジタル社会の進展、それから先ほど岩田委員もおっしゃいましたが、地域特性だとか課題、例えば春野とか佐久間で今やっているMa a Sや地産地消の運行事業、そういうような地域でそれぞれの問題・課題があるわけです。それからまた、今後のことを考えると広域連携、そういうようなものも考えながら区の在り方を考えていく必要があるのではないのかと思っております。

**○太田康隆委員** ありがとうございます。

松下委員、お願いします。

**○松下正行委員** 私も、区の適切な人口規模というのは、そもそも国が、政令市になった場合には区が必置だとしているわけですが、そのガイドラインというか基準がそもそもないこと自体がおかしいと思っております。それぞれの政令市が自分たちで考えてやっているということですので、例えば人口数十万人ということを言いますと、その数字がまた勝手に走り出してしまうということもありますし、合併して浜松市が区割りを検討した時期の書類を見ますと、様々なものを一応考慮し、今の7区にしたという経緯があります。ですから、私も人口の数字だけで区が最適な分け方というふうには思っておりませんし、もっと細かいことを言えば地形とか地域のコミュニティーとか交通体系、それから学校の通学区域等々も含めれば、非常に難しいのかなという。再編していくっていう話になれば当然それをこれからやっていかななくてはならないわけですが、そういうところで人口の基本ベース的な数字は、逆に言うと挙げたくないということになります。

**○太田康隆委員** ありがとうございます。

人口要件が一義的なものではないという、皆さん大体同じような御発言だったと思います。であれば、なぜ大きくしなければならぬのかというのが私の素朴な疑問として出てくるのです。ですので、そこらがお互いに一つの事象を、メリットと考えている方とデメリットと考えている方がいる、相対的な評価が個人個人違ってくるのかとそんな思いもあります。

特に細かく言うつもりはありませんけれども、平成の市町村合併の前にいろいろな機関で調べていっ



たときに、マスメリット、合併のメリットが出てくる人口というのはどのぐらいだというような、これは静岡県がやった資料があるのですけれども、それなどを見ると、7万人とか8万人ぐらいの一つのまとまった自治体になってくるとマスメリットが出てくるというような統計結果も示されていたこともあります。それはその当時のことですので、今それが当てはまるというものでもないと思いますので、私は個人的にはせめて10万人から20万人ぐらいが一つの目安なのだろうなというのはざっくりとは思っています。

次に、いろいろ聞いてきたのですけれども、では結局のところ何で再編するのですかというのが私もよく分かりません。それから、市民もなかなかよく見えないという方がいると思うので、何のために再編しなければいけないのですか、するのですかということについてお尋ねいたします。

岩田委員から。

**○高林修委員長** 太田委員。

**○太田康隆委員** もう2問で終わります。

**○高林修委員長** いや、申し訳ないのですけれども、区の再編の必要、必要ではないというところについては、私のほうでも委員長として各委員の意見を聞きたいと思っていますので、その質問については後回しにしてもらいたいと思うのですが、いかがでしょうか。

**○太田康隆委員** 分かりました。

では、皆さんのこの趣旨を述べる中に、ぜひ何のために再編するのかという項目は入れ込んでいただきたいと思います。

それから、平成31年4月に住民投票がありました。その中で現状維持というのは拮抗しているという判断だったのですが、私はその中にいやいやこのまま7区体制でいいよという市民の皆さんの意見が15万8000人以上あったのです。だから、この方たちは今でも7区でいいとされているはずなのです。その方たちに対して再編していくのだと、していかなければいけないということについて、その15万8000人の市民に対してぜひメッセージを送っていただきたいと思います。

**○高林修委員長** 太田委員、申し訳ない、その今の御質問についても先ほどの質問と併せて各委員の皆さんから御発言をいただければと思います、いかがですか。

**○太田康隆委員** これについてはぜひ僕はメッセージとして送っていただきたいと思います。それぞれ推進していくべきだということの理由づけの中には、いろいろな理由があると思いますが、これは住民投票までやったわけですので、そのことについて語られないというのは私はこの特別委員会としても、そこは触れていくべきだと。

**○高林修委員長** ですので、そここのところも含めて語っていただくつもりではいますけれども、それでも駄目でしょうかね。

それともう1点、これはお答えになられる方に……。

**○太田康隆委員** 答えられる委員の考え方も聞いていただきたいと思う。別にメッセージとして言う分には拮抗しているのだからこうやって議論してきたのだということだって、それは立派なメッセージですよ。

**○高林修委員長** そういうことであれば各委員の皆さんから御発言いただきたいと思いますが、あくまで住民投票の分析ではありませんので、そここのところはよろしくお願いします。

**○岩田邦泰委員** 先ほど太田委員のほうからは15万8000人の方、今でも7区維持なのだというふうにおっしゃいましたけれども、私はそこは少し思いが違います。委員に就任したときから話をさせていた

だいていると思うのですけれども、やはり前期までの議論だと市民にどれだけ伝えられたらどうかという問題があったと思っています。拮抗した理由は、私はよく分からないから反対した方とよく分からないけど賛成した方って絶対いると思っていまして、その結果がこの拮抗になったのだと思っています。

あと、もう一つ話をすれば、住民投票の方法についても、無効票が1割も出たということを考えると、投票の仕方すら伝わっていなかったというのが非常に問題だと思っております、浜松市の今後の議論というのは、市民にどれだけ伝わるかということ、かねがねしっかり伝えていかなきゃいけないということで、市議会だよりとかにも1ページを割いて毎回載せていただいていたたり、ホームページでも展開していただいているので、それでも見ている方はそんなに多くはないとは思いますが、そういった中では今後も市民の方々に理解いただけるようにこの委員会がしっかりと議論をしていかなければいけないというふうに思っています。

**○太田康隆委員** 関委員、同じ質問です。

**○関イチロー委員** 委員長、今2つ質問があったので、後段のだけでいいですね。

**○高林修委員長** 結構です。

**○関イチロー委員** 今、岩田委員おっしゃられたように、私も住民投票の設問自体が、市民にとって適切であったのかどうかというような部分、民意の反映に対して素直な設問であったのかということは考えてみる必要もありますし、無効票が多かったという点も反省材料の一つではないのかと思っています。

次に、再編を支持していただいた方が多くいることも事実であります。その上で社会状況の変化、これは前段のところと多少関係しますし、先ほども申し上げたような時代の変化というようなものに対して適切に対応すると。また、総合計画の1ダースの未来を実現するための一つの過程として市民サービスの満足度、最低でも現状維持しつつ住民自治、市民協働、地域コミュニティの醸成に励んで、孫子の世代以降も持続可能な浜松市を創造することを目的として、今おっしゃられる方々にも御理解をいただきたいというふうに思っております。そういう意味では、市民の方々に対して、今後とも丁寧な説明をしていく必要はあると思っております。

**○太田康隆委員** 松下委員。

**○松下正行委員** 私はまず、住民投票の質問項目についてはこれは議会も審査してやったわけですから、そういった意味では我々にも責任があると思っていますので、私もここは一議員としては反省をしなければいけないと思っています。要は、質問項目が最初出したやつを反転して逆にしましたよね。だからこれが本当に市民の皆さんに理解されたかどうかということが、私としては少しくエスチョンで、議会でもっと議論してきちんとした質問項目にすべきではなかったかなという反省は自分でもしております。

それで、現状維持の15万8000人の方々へのメッセージということですが、浜松市が12市町村合併し、2年後に政令市になったわけですが、政令市になってから7つの区ということでスタートしてもう10数年たつわけです。これまでも行革をしっかりやってきたと私も思っていますが、未来の浜松市、また将来の浜松市へ向けて今変えていこうということ、最大の行革が区の再編だと私は思っていますので、市民と行政と議会がみんなだんごになって、変えるためにそれぞれ努力して汗をかいて浜松市をよくしていきましょうということをメッセージとして言いたいと思っています。

**○太田康隆委員** ありがとうございます。

委員長には止められましたけど、お聞きしてよかったと思います。関委員も触れられたけれども、説

明責任はしっかり果たしていかなくやいけない、全くそのとおりだと思います。議会で定めた住民投票条例です。しかも松下委員が触れられたように質問を逆に置き換えたことで戸惑った方も当然いるかもしれない。

私は住民投票条例案そのものに反対していました。住民投票になじむかなじまないかということからすると、住民投票というのはイエスかノーなのです。そういうシンプルで単純な問いかけでないと、難しく、紛らわしくて間違いも起きる。だから岩田委員も、間違えて入れた方もいるのではないかと触れられた。僕はそうは思いませんよ、少なくともどんな気持ちであれ、入れられた方の意思というのは本当に尊重しなければいけないというのが住民投票だと思えますし、住民投票条例案にも議会として結果は尊重すると書いたわけですから、そのことに対しては、私はしっかり尊重しなければいけないと思います。ということからすると、拮抗しているということは、現状維持の原則で、議会としては大幅な変更はしてかない、要するに7区を維持していくことが妥当な判断だと私は思っているものですから、あえてお聞きしました。そして、そのことに対しても今後の議論の中でもしっかりと説明していく責任が議会にあるということを述べていただいたので、多少安心しました。ありがとうございました。

**○高林修委員長** 私が止めたものを引くと全部で7項目質問があったと思うのですがけれども、ここまでの太田委員の質問とそれぞれ3人の方の発言に対して、酒井委員は維持派でしょうから、御感想か御意見がありましたらおっしゃってください。

**○酒井豊実委員** 関係する会派の皆さんの御意見を拝聴いたしました。

最初に、区を減らして協働センター云々という発言がありましたが、大きな区役所・小さな市役所ということでの12市町村合併のスタート、それは環境と共生するブドウの房のような1粒1粒が生き生きとした浜松市をつくろうということだったのですが、区単位の住民自治が進んでいないというふうな指摘がどなたかからありましたが、政令指定都市のスタートの時点から、合併協定書にうたわれた大きな区役所・小さな市役所の方向に行かなかった、ここに問題があると前にも発言しました。スタートのときに、浜松市の市長選挙においてまさに政変があって、方針が大きく転換した。住民自治を区単位にさらに進めようとした矢先に転換があったというところに問題点があったと、私はそのように考えておりますけれども、いかがでしょうか。

それから最後のほうで、住民投票についても問題点がこの場に至って改めて指摘をされていたのですが、ならば住民投票について、昨年の6月議会以降、特別委員会の中で市当局が示してくる住民投票の結果に対する分析・評価、これについてる議論がありましたけれども、全体として本当にその評価に一致したという感覚を自分は持っていなかったものですから、しかし一致したと思われた皆さん方の中にも、今のお話の中では異議を唱えられたということに対してある種の感銘を覚えております。そういうことであるならば、そのところも含めて、もう一度じっくり議論をしていかないと前へ進めないのではないかと。

我々の特別委員会のスタートは昨年の住民投票の結果、その結果と分析を受けていったわけですから、そこにやはり問題があるということをも改めて自分としては確認できたと思っています。

**○高林修委員長** 太田委員の質問でもっておおよそのところの御発言はあったと思うのですが、ほかにメリット・デメリットについてでも結構ですので、御発言のある方がいらっしゃいましたら。

**○波多野巨委員** 今までも行程3-2ということでメリット・デメリットをそれぞれ発言していただいたりということで、今の太田委員からの質疑の中でもメリットとして、要は効率性を上げていくというようなところ、あるいはそういった中で提供業務数がこれでいいのかというようなところもありま

した。

前は、森田委員から、コロナ禍の中で財政運営を考えたときにということで、要は経費節減というのがメリットとして一番大きく挙げられるというような発言があったわけですが、その辺の考え方をしていたときに、以前、私はデメリットとして区役所でしかできないものがある、イコール遠くなるということや、あるいは大きくなることによって、転出入などは今区長がそれぞれ事務分掌をして決定していますが、今でも繁忙期になると2時間、2時間半待ちになっています。

浜松市内全部で52か所の協働センター、それからサービスセンターがあります。そのうちの9か所の協働センターは窓口機能をやっていないわけですが、そういうところから一気に、例えば区長のところにそういった決裁が来るというような状況はデメリットになると思いますし、市民サービスの低下というような表現もできるかと思います。

効率化というようなメリットがあるときに区再編をしていこう、あるいは効率性を求めていきますという発言をされた皆さんは、今後再編の議論をしていく中でサービスの低下についてのところは維持していくのか、それともそれは下がってもしようがないというような感覚でいるのか、それを少しお聞きします。

**○高林修委員長** それは推進派の各委員の方にお聞きするということがよろしいですか。

**○波多野巨委員** そうですね、メリット・デメリットということでお話をいただきたい。

**○高林修委員長** 聞き方が少しきついような気もするのですが、いずれにしても維持、向上、低下してもという波多野委員の御質問なのですが、お答えできる……。

**○波多野巨委員** というか、表現の仕方、聞き方を変えるとすれば、今までの議論の中でメリット・デメリットを考えたときに、住民投票前まではサービスの低下は極力起こさないようにするというような考え方の中での再編のデメリットを減らそうというような話だったと思うのですが、そういった考え方でいいのか、それとも松下委員のように、区の546業務では多過ぎるから減らしていくというような発言もありましたので、少しその辺についての感覚を伺えればと。

**○岩田邦泰委員** 冒頭の話、例えばICT化によりという話も何遍も出ていたと思いますけれど、やり方はいろいろと考えられると思います。先ほど例えば転入転出で2時間、3時間待つという話もありましたけれども、だったら例えばICTを利用するかは別としても、先に窓口予約時間だとかをつくってそこでやるだとかすれば、その時間に行けばいいだけになるかもしれませんし、これは行政のほうで幾らでも考えようはあると思うので、そこはデメリットをどうやって減らすかという議論をぜひしたほうがいいと私は思っています。デメリットは一旦出るとは思いますが、それをいかに減らしていくということが重要だという話です。

**○関イチロー委員** 先ほどの御質問の中で幾つかはお答えしております。ただ大事なことは今までの市民の皆様へのサービスは低下をさせないという原則でしょうし、それから転入転出のお話からいけばこれは事務手続上の話でありますので、区の数の話に直結することではない。ですので、そのところは岩田委員もおっしゃった、ほかの方策や事務手続上の工夫で十分に解決できる話だと思っております。

**○森田賢児委員** 各デメリットについては、再編に伴う見直しで、もちろん解消を目指すべきだと思います。再編するからデメリットはそのままで到底理解されないでしょうし、それはしっかりと行っていく必要があると考えています。

**○松下正行委員** デメリットをどうするかという質問だと思いますが、逆に言うと、現状のままでそ

のデメリットを解消できるかという話にも通じると思っています、区の再編をやるということになればデメリットを解消する工夫とか議論は当然していかなければいけないし、もちろん市民サービスの低下ありきで区の再編を認めるということはある得ないと思っています。せめて現状維持ですし、我々が考えるところは効率性をうたっていますので、効率的になれば少しでも現状よりサービスを向上したいということの考え方が中心です。

**○波多野亘委員** デメリット対応あるいは市民サービス、要は今までのメリット・デメリットの中で私は市民がどう変わっていくのかなということだとかを入れながらお話をさせていただいていましたが、今まで皆さんのほうから出てくることは、逆に行政効率をどう上げていくかという議論が多かったものですから、あえてこういうような質問をさせていただきました。

それとICTの話ですが、これは自論なのですが、7区だろうが何区だろうが、多分これからかなり進んでいくと思いますので、効率性というところから、そこは何にしても取り入れるべきだと思いますし、僕も代表質問でかなり前にそれを扱っていますので、気持ちは一緒です。

**○岩田邦泰委員** 委員長、私たちはこう思っていますという話を今させてもらいましたけれども、逆に、例えば当局の方がそういうことも考えてくれるよねという確認とかをしても構わないのでしょうか。

**○高林修委員長** 岩田委員、申し訳ないですけども、今日のところは。

**○岩田邦泰委員** 今は違う、分かりました。

**○高林修委員長** ほかに御意見のある方いらっしゃいますか。

**○酒井豊実委員** 今日のこの間の議論の中では、区をなくすというような表現が使われた方もいるのですけれども、今後の浜松市の方向性・在り方ということも、この前の段階のときに浜松市の未来というようなことで出された記憶がありますけれども、区をなくすという今後の方向性というのは何をイメージしているのか。現状の日本の制度の中では、区をなくすということは政令指定都市を返上するのだというふうなことに直結するわけですけども、非常に今後の議論がイメージしづらいのですけれども、どなたか区をなくすという表現をされた方がいらっしゃったと思いますので。

**○高林修委員長** 言葉の問題なので、誤解があっては確かにいけないと思っています。どなたが発言されたか御記憶が……。

**○太田康隆委員** いろいろな表現の中で区をなくすとか区を減らすと使わせていただきました。これだけは私たちがきちんと押さえておかなければいけないのは、現に浜松市長が総務省に要望を出しています。それは、政令指定都市は区を設置するのが必置だと、その法律を変えてくれということ。区のない政令市を法制化してくれということ。これを浜松市自らが国に要望しているわけです。ですから、私は反対ですが、区をなくすというのは、別にそういうことを主張している方たちはいるということですから、何もそのこと自体はおかしくないと思います。

**○酒井豊実委員** 多分今までの議論の中で政令市を返上するという話題にはなったことはないと思いますので、少し勘違いされているのではないかと思います。

**○高林修委員長** 酒井委員、申し訳ないのですけれども、維持派の太田委員から出ている言葉でして、なくすということはね、多少言葉のあやもあるかもしれませんが、決して推進派の人たちはなくす、いわゆる1にすると発言しているというふうには思いませんので、そこのところは了解していただきたいと思います。

**○酒井豊実委員** 太田委員の説明についてはそのとおりだということで納得していますし、市長の要望についても、毎年、私も会派の代表で東京に、それも背後に持ちながら行っているわけで、問題あり

と思っていますが、先ほどの一連の発言の中では松下委員もたしか区をなくすという言葉が使われたと思いますが、どうだったでしょうか。

**○松下正行委員** 発言の言葉尻をいちいち言われても困るのだけれども、私は前の委員会の中で区はゼロにはならないとはっきり言っているはずで、議事録を読んでもらえば分かるはずで、言い回しの中で区をなくすって言うことを言ったかもしれませんが、それはゼロにするということではないので、それは理解してほしい話だし、捉え方がおかしいとは思いますが。

**○高林修委員長** その議論はここまでにしましょう。

先ほどの市長の国要望望の件については、前々回かその前に太田委員からも発言がありました。そのときは、ほとんどの協議が終わった後に、一言話をしたいということで話をさせていただきましたが、この委員会では市長が国へ要望することの是非については議論しませんので、よろしく願います。

ほかに御意見のある方いらっしゃいますか。

**○加茂俊武委員** 市民サービスについていろいろな意見をいただきましたけれども、基本的に市民サービスは低下させないというお答えをされたと思います。行革の観点からいくと、削減効果額とかその辺のことは市民サービスを低下させずに行革もやっていくという。その辺の絡みが答えられたら。

**○岩田邦泰委員** 何遍も私言っているのですが、お金をかければそれは市民サービスを低下させずにずっとできるでしょうけれどと話をしているのであって、やり方を変えることによって市民サービスをある程度維持しながらコストを減らすことはできるのではないかと。そのうちの一つがこれなのではないかって話になっていると思うものですから、これはずっと主張させていただいていると思います。

**○加茂俊武委員** 関委員も。

**○関イチロー委員** まず1つは、市民サービスをどう捉えるかというところであって、一時、細かいところまで追求した書類の提出、取得などという事務手続の話を市民サービスというのか、それとももっと大きい意味で加茂委員が捉えられているのかというのが分かりませんが、ただ一つ言えるのは、今のサービスを維持しながら、ある部分でいうと組織上はもっと中抜きしてもその組織自体は維持できるし、サービスも低下しないというようなところ、それが多分、岩田委員の言ったサービスと組織の話のことかなと思いますけれど、私自身もそう思います。

要は今の組織でないとこの市民サービスが維持できないわけではなくて、もっと簡略的な、先ほども言っていたように行政センターというようなもので代替ができるでしょうし、それによって市民サービスが低下していくというようなことにはつながらないと考えています。

**○加茂俊武委員** 区の再編をする場合に、行政サービスを全く低下させずに、今区役所でやっている546業務を低下させずに、削減額も出るのだという考えでしょうか。

**○関イチロー委員** 例えば単純な話、区長の数が減ればそこには削減額というのは出てくるのではないかと考えています。

**○加茂俊武委員** これ答えがないのですが、行政センターになった場合に、行政センター長は必要ないのかということにも関わってきます。そうすると人件費って、区長と行政センター長では部長クラスと課長クラスと変わるのかもしれませんが、その削減効果というのがなくなったりとか、これから細かい話しをしていけば、いろいろそういうものが出てくると思います。

松下委員の意見も。

**○松下正行委員** 今、加茂委員が言っていることは、区の再編で削減効果が出るのかというふうに単純に聞いているのか、それを逆手にすると、現状のままでも削減効果は出るということをお願いなのか、

そこがはっきり分からないのですが。

**○加茂俊武委員** 先ほど波多野委員も言いましたけれども、基本的にICTなどは、将来削減効果額が区の再編と関係なく出る部分です。あとは協働センターの業務の見直しとか、先ほど皆さんも結構言ってるんですけど、その部分でも出ますよね。

区を減らして市民サービスを低下させずに区でやる546業務を残して、さらにその再編による削減額が出るってところ、出ないっていうなら分かるのですよ、基本的に同じサービスですからね。そのあたりをどのように、行革ではないというのであれば、そこは全く一緒かなと思うのです。

**○松下正行委員** 何て言うのですか、根本的に考え方が違うというか、そこがなかなかお互いに相入れないところかなと僕も思っています。

先ほども言った区役所でやっている546業務をそのまま維持するのかがどうかってということも、人によって意見は違うわけです。私はそのまま維持する必要はないと思っていて、ただその546業務を区役所で現状のままやっていたら、サービスの低下はないというふうに思われているわけですね。

**○加茂俊武委員** 現状と変わらないということですね。

**○松下正行委員** だから逆に言うと、そうするとそれ以上によくなることもないということになるのではないかと私は思うわけです。だから組織改編で工夫しながら、だけど、岩田委員とか関委員が言うように、市民サービスの低下を起さないようにそこはしっかりやっていくということなので、それはこれからの議論になると思っています。だから行革として、行革ではないとして、区の再編をやるやらないところが天秤にかかるかなというふうに私は思っています。

**○加茂俊武委員** 分かりました。

行政組織の変更と区の再編が削減効果にどのように結びつくのか、区の再編をしないと行政組織の変更が間違いなくできないのかできるのか、その辺も具体案が出てこないと非常に分かりづらいところなのかなというふうに思います。

私は、市民サービスの低下は待ち時間が増えるとか駐車場の心配があるとか、それだけの市民サービスの低下であるというふうに思っています。意見でいいです。

**○岩田邦泰委員** 今のところで言うと、先ほどICTの話も少し言いかけても、例えば先に予約して時間を決めるほうがメリットがあるという人も中にはいるかもしれません。何時に行けばいいと分かるのだから、行ったら3時間待たされたってことはないかもしれない。駐車場もその時間だったら空きますということが表示できるかもしれない。

そういうことをしっかり議論していくことがトータル的に、将来的によくなると私は考えています。

**○加茂俊武委員** ICTについては、区の再編と関係なく議論をしっかりしていけばいいと思います。

ただ、今、浜松市民のマイナンバーカードの普及率も13%ぐらいなのです。ではそれがいつしっかり体制が整うのかということも併せて議論をしていく必要もあると思います。行政区の再編と切り離して、一緒にやってもいいですけど、行政サービスの提供体制という部分はしっかり議論していかないと、市民の方に負担をかけることにはなってしまうと思います。

**○高林修委員長** ほかはよろしいでしょうか。

**○松下正行委員** 今のICTの関係で1点だけ言わせてもらおうと、ICTの改革は確かに区の再編とは関係ないと思いますが、ICTが進むことによって、例えば区役所とか行政センターとか市役所本庁へ出向いていなくてもよくなる可能性も非常に秘めているわけです。もっと言えば、将来的には多分そういう証明書発行添付業務もなくなると私は勝手に想像しています。そうすると、現状の区役所に近

い協働センターがないとか、そういう遠い近いの話もだんだん解消されていくのかなということがあって、それは区の再編をやっていけばもっと効率的になるというところにつながるのかなと思いますので、意見だけ言わせていただきます。

**○関イチロー委員** 私も一言言わせていただきたいのは、これは浜松市だけでできる話ばかりではないと思いますけれど、いろいろな証明書などが、こういう格好でないと受け付けませんという格好から変わっていくかもしれないのです。こういう格好でも受け付けていいのではないかというような。これは区の再編とは別個の問題ですけど、今ある進歩に対して行政のほうも一緒に、うちは前からこういう格好でないと駄目だということではなくて、今の技術であったり、それから市民の側へ行って、それに合わせていく制度というものも必要になってくるのだろうと。

それから先ほども申しましたけれど、少子・高齢化であったり、コロナ禍にあって当然今後は経済が縮小していくわけですから、歳入の減少であるとか財政の悪化というのは目に見えているわけです。それから、先ほども申し上げた地域特性、これなどは皮肉を言うわけではありませんけど、一律のコロナの対策っていうのが日本の中では必ずしも効果を上げたわけではなくて、それぞれの地域での特性に併せた政策が必要であるとするのであれば、この浜松市の市域の中にあっても、そういうようなものに対応していくことによって、より市民の方たちに近づいた行政っていう、そこからの発想っていうのも今後は必要になってくるのではないかと。そのときに、今のただ単に先ほど申し上げた人口要件だけで線を引くというようなことは、そろそろ発想を変えたほうがいいのではないのかと思っております。

**○高林修委員長** 1時間15分たちました。私も少し発言させていただきたいのですが、この特別委員会は行財政改革という言葉になっていまして、前期の議論では、財政改革のために行政改革があるように私は思っていました。今回はとにかく行政改革をした上で、それがどの程度財政改革につながるかというところが考えどころだと私は個人的には思っています。

ほかに御意見のある方はいらっしゃいますでしょうか。よろしいですか。

[発言する者なし]

**○高林修委員長** それでは行程3-2の協議、今日も続いて行ってきましたが、これまでの協議、特に今日、太田委員の質問に対して皆さん御意見を述べられたということで、今までの議論の繰返しもありましたけれども、ある程度考え方が表明されたというふうに思っています。

そこで、本委員会として区の再編が必要か不必要かの結論を出していきたいというふうに考えています。まず、先ほどの太田委員の7番目の質問で、何のために再編するかというふうな質問もありましたが、それも含めて、各委員の皆様から区の再編が必要か不必要か、併せてその理由についても御意見を表明していただきたいと思います。ですので、恐縮ですが発言の最初に再編は必要だと思います、不必要だと思いますということから始めていただきたいと思っていますが、よろしいですね。

それでは、私の勝手に恐縮ですが、岩田委員のほうから時計回りでいきたいと思います。

**○岩田邦泰委員** 私は、区の再編は必要だと考えております。

長期トレンドとして、浜松市も人口減少によって税収が減っていく、少子・高齢化で扶助費が増えていく、あとは老朽インフラの対応などもこれからかかっていくという中で、コストの話も先ほども出ておりましたけれども、浜松市が将来にわたって持続可能な形であるための行財政改革の一つの方法がこの再編であると思っています。

また、突然、今年襲ってきた新型コロナウイルスの感染症の対応などを見ても、少しでも早く取りかかるべきとの考え方も強くなっております。よりよい浜松市の将来を求めた議論をこれから行っていけ



ればと思っております。よろしくお願いいたします。

**○関イチロー委員** 私も再編は必要だと思っています。

事細かく言うと長くなりますので、先ほどの申し上げたところ、それから今後の浜松市のことを考えると、今ここで早めに対応しておく必要があると考えております。

**○森田賢児委員** 必要です。

前回は申し上げましたけれども、様々な議論をしてきた中で、総論としてコロナ禍によって住民投票を行った当時より区再編の大義はあると思っています。財政面の厳しさが増してくることを考えれば、文字どおり行財政改革、これは不断の努力が必要であります。当然そこに市民の理解は必要ですけれども、しかしその一方で、市民への理解が進んでないということを理由にいつまでも結論を出せずにいるのは無責任です。今こうだから、昔どうだった、この議論を終わらせて、来る未来に向けて今からこうしていこうという未来志向の議論に変えていくべきだと思いますし、腹をくくるべきだと思います。やるべきです。

**○松下正行委員** 私も区の再編は必要であるというふうに考えております。

なぜ再編をするのかというところですが、先ほども種々意見を述べさせていただきましたが、やはり区の再編が最大の行革であるという考え方の下、今後、未来の浜松市へ市民サービスの低下をせずにかに効率的な組織をつくり、生み出された財源をしっかりと市民のサービスのために使えるかというような、例えば今回のコロナのような感染症、そして3・11のような防災・減災、こういったときの財源としても使えるように、少しでも財源を生み出してそこに活用していく。それも全て市民サービスのためにという下に、この区の再編をしっかりとやっていくというふうにしたいと思っております。

**○酒井豊実委員** 私はこの間の議論の中で諸般の意見を申ししてきましたけれども、現在の7区を維持すべきだという観点から再編には反対という立場であります。

まず、何よりも先ほど申しましたが、住民投票の結果をしっかりと反映した市政をつくらなければならないし、意思を反映した市政への第一歩を踏み出すべきだという立場であります。それは市民権、民主主義を実現するということで、行政区を大きな権限を持って動かし、まちづくり計画も行政区で持った。都市内分権、そういうまちづくりをしていくべきだと思っています。その規模的なものは、現行ほぼ10万人という非常に小さい私の住んでいる天竜区もありますし、規模の大きな中区もありますけれども、それは合併の諸般の協議の中で、苦渋の決断の中で7区が選択された、その意思を尊重して、さらにそれを進めるべきだと思っていますところでもあります。

さらに、行財政改革という観点から言えば、最大の行財政改革というのはまさに12市町村の合併、これ以外にないわけで、まさに浜松地域、県西部地域の近代の最大の行財政改革は12市町村合併だったというふうに言わざるを得ないわけです。その上に立って、今の鈴木康友市政が北脇市政に代わって進めた行財政改革によって、これから審査される決算の中でも浜松市は財政的には将来負担比率はマイナスを数年続けていて、数値が出ない。政令指定都市の中でも、唯一浜松市はそういう財政的な高みに登っている。しかし、12市町村合併の痛みがそこにはもろに出ているわけで、周辺地域を含めた住民サービスの削減、あるいは公共施設の大規模な削減、あるいは市有財産の売却を含めて、そういうもろもろの痛みを伴う中で将来負担比率が算出されない、マイナスということになっております。そこをしっかりと踏まえれば、今、行政区を再編成することによって財政の将来に備えるということは、もう二義的、三義的な対応だろうと改めて思っているところでもあります。

最後に、市民に聞きますと、いろいろやっているようだけれども、企業立地の補助金で昨年度は数十

億円も……。

**○高林修委員長** 酒井委員、途中で申し訳ないのですが、市政の評価と区の再編の必要・不必要は話が別物だと思っています。先ほどからもおっしゃっていますが、あくまで再編が必要か不必要かの理由を述べてくださいということですので。

**○酒井豊実委員** だから、効率化とか行財政改革に寄与するということであるならば、もっと削減するものがほかにあると、それを市民サービスに回してもらいたいというのが市民の意見だということで聞いてまいりましたので、最後に意見を表明したいと思います。

**○小野田康弘委員** 私は、再編が必要だと考えております。

まず、旧浜松市は区制度になってから分かれたところであります。区をまたいで学校区があるところもありますし、そういう場合、地域のコミュニティーが分断されているところもあります。そういった問題を今後整理していくためには、区の再編は必要不可欠ではないかと思っております。また、学校区を地域のコミュニティーの強化・充実につなげていくため、再編を必要としていると思います。

また、協働センターなどの住民から身近な出先機関は、行政サービスを身近に感じられる場所でもあります。出先機関が多い現状を踏まえ、また、行政サービスや業務の内容を整理しながら、今後皆さんで、再編を協議していくことが必要であると思っております。

**○加茂俊武委員** 反対の立場で述べさせていただきます。

まず、住民投票において15万8629人が反対を表明しています。今までのこの議論の結果、この方々が賛成に大きく振れたことは私自身ないと思っています。その結果を尊重すべきだと思います。

次に、第30次地方制度調査会の答申を受けた総務大臣通知で、指定都市において区の事務分掌を条例で定めるとしたことの趣旨は、区の役割を拡充し、住民自治を強化しようとするものであるとしています。総務大臣通知は区の役割を拡充することであって、区を減らすことではありません。第30次地方制度調査会で中核市・特例市でも選挙区を設けるべきか検討する必要があるとしていることから、明らかだと思います。

次に、認定や届出などの行政サービスについて言えば、総合行政のできる拠点がある程度の地域ごとにあることで事務が分掌され、現状の提供体制になっているというふうに思います。その拠点が減ることによって、市民の利便性が失われる可能性があります。区役所が遠くなることだけでなく、待ち時間が増えたり、駐車場が混雑したりということが考えられます。以前話した区制施行によりよくなったことが失われる可能性があります。

また、現在、コロナ危機であるからこそ事務は分掌されるべきで、拠点が分散されることで密を避けることにつながっていると私は考えます。

さらに、大規模災害において区役所が分散配置されていることで業務停止のリスクが減り、いち早い業務継続につながると思っています。

最後に、12市町村合併において町役場がなくなるというショッキングな出来事を経験した地域の方々にとっては区役所が頼るところです。そこへ行けば全て解決する役場とは違いますが、ある程度の権限を持ち、地域の実情を把握している区長や職員さんが多くいる区役所が身近にあることで安心します。浜松市区の総合行政の推進に関する規則を今以上に徹底することで、さらに頼りにすることになると思います。

以上、住民投票の結果、それから国の意向、行政サービス提供体制が崩れる可能性、12市町村合併の経緯などを踏まえて、そして何より再編するメリットがデメリットを上回る確証が今までの議論におい

て十分に得られていません。そうしたことから反対をいたします。

**○波多野亘委員** 私は、この区の再編については現段階では不必要であると思っております。

理由ですけれども、まず住民投票の総括から始まって、住民投票では私は反対が上回ったと思っておりますが、委員会では拮抗というような表現を使いました。そういう中で、区再編の議論については進めていくということで、行程表も会派として、そして私、前会長として説明もさせていただく中でこの議論にしっかりと結論を導かなければということで出ささせていただきました。そういう中で、前期4年間の中で説明ができてこなかった区とは何ぞや、区をどうというような形にしていくのかというような議論はできました。そういう中で、委員の皆さん、住民自治の強化あるいは都市内分権を推進していこうというおおむねの方向性は、いろいろとそこを否定するべきものではなかったと思っておりますが、しかし実際に具体案というようなものがない中で、地方自治法の第2条第14項に示されているような最少の経費で最大の効果を出すだとか、先ほど加茂委員も言いましたけれども、総務大臣通知での区の役割の拡充だとかというものを踏まえた中で、どのように区の再編を持っていくのか、どういった形に示されるのかというところが、最終的に議論が、拮抗から再編したほうがいいというようなところまで今まで議論ができていないと思っております。

そういうところに加え、何かしら区の再編をしていこうとすれば、課題を解決するなり、メリットを大きく出していこうというようなお話になると思うのですが、課題解決という部分では、区制施行によってメリットとデメリットが出た調査、平成25年のときに行ったものがありますけれども、その中で私は区の再編でしか本当に解決ができないものというものは校区、これのみだと思っております。それ以外のものは条例の改正やそういったものでもできるのに、前期の4年間の中でも言いましたが、そういったものに余力をつけていないというのは行政の不作为ではないかと思っております。そういったことから手をつけて、そして再編は最終的に市民を巻き込むこととなりますから、最後の手段ではないかというふうに思っております。

なお、行革という観点では、資料請求もいたしました。協働センター、サービスセンター、それから区役所の位置、距離が近い事例がかなりありますから、ここからまずは手をつけていくべきだと私は考えることから、再編は現段階では不要であると結論づけました。

**○太田康隆委員** まず、先ほど私の質問を委員長に遮られたのだけれども、何のために再編するのかということに対して皆さんがそこにも触れていただけたということでしたが、微妙にニュアンスが違ったと思います。行財政改革のためにということで、そこは触れられていたことなので、そういうことでいいですね。

**○高林修委員長** 岩田委員。

**○岩田邦泰委員** 一つの方法としてと私、言わせていただきました。

**○太田康隆委員** 行財政改革の一つの方法としてという表現でしたよね。

**○岩田邦泰委員** はい。

**○太田康隆委員** 関委員も、ここで早めに対応していくということの意味は行財政改革の一環としてということですよ。

**○関イチロー委員** もう少しそのことについていいですか。

先ほど申し上げようとしたこれからの社会状況の変化です。少子・高齢化は待たなしですし、コロナ禍によって歳入が減り、歳出が増えると財政の悪化が懸念されること、それからこれは直接関係ありませんけれど、デジタル社会の進展ということでノマド化ということも起こるでしょう。それから、今

後考える上では地域特性、それから課題というようなこと。特に中山間地域における課題が残っております。それから、広域連携というのも今後の社会を考えるときには必要なだろうなど。それらに対応するために、また副次的には区の在り方の明確化とか区長の権限の強化、それによりその区の特性が明確になり、そこに適した施策というのが必要なだろうなど。1市が同じ制度でやっていくというか、それは時代に今後合わなくなってくるのではないかと考えてみました。それと最後に、行革上の効果というふうに考えております。

**○太田康隆委員** 森田委員は財政面の厳しさに触れられて、これも行財政改革という言葉が使われました。それから、松下委員も区再編が一番の行革の目指すところだと、財源を生み出すためとこういうことでしたね。分かりました。ありがとうございました。

私としては、波多野委員と似通っております。今直ちに区の再編はする必要はないということで、再編するかしないかという意味ではする必要はないということです。

やはり行政区の持つ意味というのは大変大きいものですから、区の再編をするときの何のためにというのは、区の再編でしか解決しない問題があったときというふうに私は考えていまして、かつて広島市議会も同じような結論を出した時期がありました。

今必要ないという理由について申し上げますと、とにかく7区を維持して適正な行政組織を目指す改革は、これを今まで十数年続けてきたとおり、続けていくべきだと思っています。

1点目は、7区体制というのは12市町村合併の民主的な手続を経て得られた結果でありまして、これは尊重していくべきだろうと今でも思っています。また、同様のことが昨年の住民投票でも示されたと思っております。

2点目です。政令指定都市制度を生かしていく上で区を機能させるということでありまして。政令指定都市制度というのは県並みの権限を得て二重行政を排除していく、県に代わって大都市として機能していくということでありまして。この指定都市はその権限を大きく持っているということから、地方において経済の中核的機能を果たすという一つの側面がありますが、もう一方で、大きくなり過ぎてしまっ、基礎自治体としてなかなか機能しづらいので、住民に身近なところでの的確なサービスを提供するために行政区という仕組みを置いているということでありまして。したがって、行政区は当然一定の面積と一定の人口を所管するそういうことが必要でありまして、特に政令指定都市になったときに市町村合併でしたので、広大な1500平方キロを超えるということからすると、現在の7区で全然問題ないだろうと思っております。

3点目は、先ほども指摘させていただきましたが、総合行政を行う上で区役所の機能というのは非常に重要であります。特に指定都市にあつて、市民が日常的に必要な行政サービスというのが効果的に提供されるためには、これも一定区域内で情報の共有、それから調整機能、優先順位の判断などが迅速かつ総合的に処理されていく必要があると。そのためには総合行政を行う単位として、区及び区役所が大切であるということでありまして。

4点目は、防災の観点です。防災拠点の数としても市域が広いものですから、現行7区を否定する根拠というのは私はないと思います。特に区には区災害対策本部を設置できますので、その区域の住民のために迅速に災害対応ができるということもあります。

最後です。行政の効率化というのは私も否定するものでありませぬので、常に求められる視点であると思っております。そのときに区の数を減らして効率化を求めるのか、違う方法でやっていくのかということでありまして、むしろ現行の7区を維持しつつ、先ほどから申し上げているように、平成5年から

この103業務の窓口業務・サービス業務を行ってきたということをもう一度検証して、第2種協働センターやサービスセンターにおける窓口業務の見直しであるとか、あるいは基幹協働センターへの業務の集約化であるとか、そういったことを通じて、協働センターは本来の公民館業務、貸館業務に回帰させて、それは地域に民間委託させていくとかいろいろな方法があると思います。そういったことで効率化が図れると思いますので、むしろ区役所を減らすことではなくて、区役所の出先機関の見直しをすることで十分な効率化が図れると思っております。

以上の観点から、現行の7区を維持して改革を進めていくという私は立場ですので、区の再編は直ちに必要ないという結論であります。

**○鈴木育男委員** 私は、必要だという立場から感覚的な話をさせていただきます。

行革をずっとやってきたわけですが、そうした中で区の再編議論というのも行革の一段階と私は捉えています。しかし、この十数年、合併以降ですが、行革審の提言に始まった行革と合理化は、合併した旧の市町村民の行政との関わり合い方みたいなものに変化をもたらしたことは事実です。昔だったら役場へ行けば知っている職員が話を聞いて一緒に考えてくれたのに、今では協働センターでは何の判断もできやしないみたいな話です。区役所に聞いてもらってもいい返事はないよといったようなこと、こういう話は本当にたくさん聞きます。

そういったことも何だろうと思う反面、いずれにしても不断の行革というのは浜松市の生き残りのためにも当然必要です。しかし、住民の気持ちに寄り添って生活課題や地域課題を解決したり、市民協働による地域の活性化など地域自治の推進のための行政機能の充実・強化・変革も今求められているところだと思います。こうした形を私は浜松市全体につくりたいと思っています。

市民に寄り添う行政体制の構築と効率化を目指すために行政機能の見直しが必要であり、その過程の一つに区の再編があると私は捉えています。行政サービス、行政効率、住民自治の向上、また都市内分権そうしたことに資する規模、役割、権限を踏まえた区を考えていけば、結果として区の再編というのは必然なものになると考えています。

**○鈴木幹夫副委員長** 私は、区の再編は必要であると考えています。

これまで行程3-2まで様々議論してまいりました。委員の皆さんの捉え方は様々ですが、その根底にあるものは都市内分権が機能し、住民自治を強化するであるとか、区や区長の役割・権限の拡充・強化であるとか、そういったことを実現するためには本庁、区、協働センターの業務内容とか役割分担の見直し、それから組織や人員配置の見直し、そういったことをやるやっつけていかなければいけないと思いますが、これは区の再編の有無に関わりなく必要なことだと思いますし、また区を再編してもしなくても可能なことかもしれません。どちらが効率的なのか、どちらが効果的なのかというのが一番の争点になると思うのですが、どちらが効率的かと考えると、これまでの議論にもありましたが、やり方次第という面も多々あるかと思っています。

ただ、どちらが効果的かということ考えたときには、再編するメリットがたくさんあるのではないかなとそんなふうに捉えます。規模感も考えながら区とセットで根本的にゼロからというのか、一からというのか、そこから作り直していく、やり直していく。根づくまでにひょっとしたらお金も時間もかかるかもしれないのですが、先ほど出ました校区のこととか、警察や消防の所管の不整合、こういった物理的かつ単純な不整合、デメリットも解消しつつ、大きな転機として行政、市民共に意識改革を伴ったことをやっつけていかなければいけない、高いモチベーションを持ってやらなければいけないのではないかと考え、区の再編は必要と考えます。

**○高林修委員長** ありがとうございます。

ただいま各委員から御意見を表明していただきましたが、区の再編が必要といわれる方が7人、不要といわれる方が4人です。全会一致というふうにはいきませんでした。しかしながら、当委員会としては結論を出さなくてははいけませんので、数の論理と言いますか、本特別委員会としては区の再編が必要であると結論づけます。

次に、この区の再編の有無については先ほどから出ておりますが、住民投票も実施され、市政の重要課題として協議を進めてまいりましたので、この決定については、全議員が関わることも必要ではないかというふうに私は考えております。

そこで、全議員の関わりについて皆さんの御意見を伺いたいと思います。御発言は自由でございますので、挙手でよろしくお願ひします。いかがでしょうか。

**○松下正行委員** 全議員のということの委員長の発言ですけれども、前期が、特別委員会のある意味、結論ということで終わってしまいました。そういったことも踏まえると、この特別委員会で今、委員長がしっかりまとめていただいたのですが、特別委員会だけではなくて市議会議員46人全員の意思表示をする場を設けて、そこで浜松市議会としてこの区の再編についてしっかり発表と言いますか、披露すべきではないかと思ひますので、ぜひそういう場を設けていくために議会運営委員会でしっかり検討していただければと思ひます。

**○高林修委員長** ほかに御意見のある方はいらっしゃいますか。

**○酒井豊実委員** 基本的な点は、本来であればこの特別委員会というのは賛否を問うて結論を導き出す場ではなかった、賛否を問う場ではなかった、議決する機関ではなかったと思ひますので、その基本線をもう一度述べながら、私先ほどの発言から重要なことを漏らしました。何よりもやるべきは市民の意見を聞くというところ、それから我々の中間的な報告についてもしっかりした上で議論を進めるべきだったということ先ほど言い忘れましたけれども、今もその立場は変わっていません。住民投票が終わってから以降の重要なポイントで、市民の皆さんに市政の重要な変更点がるる明らかにされながら、その意見をお互いキャッチボールする場がありませんでしたので、まず委員会、議会としてやるべきは市民の皆さんとの意見交換、これを区別に区の協議会含めて組み立てるべきではないか、それが最初ではないかなと思ひますので、発言をさせていただきます。

**○高林修委員長** 現段階では、今の酒井委員の御発言については検討させていただくとしか言いようがありません。

当委員会はこの半年以上、委員同士の討議をずっとやってきました。その内容については、今日皆さん意見表明をしていただいたものですから、そこら辺はまとめて、何らかの形で表明していきたいというふうには思ひます。また機会があれば、ほかの場所でもというふうに考えています。よろしくお願ひします。

ほかにこの全議員が関わることに……。

**○関イテロー委員** 松下委員もおっしゃられましたけど、本来の特別委員会というのは調査をするという、それからまた方向性を出すということで、そういうような本来の特別委員会の格好でありますし、また特別委員会としての独立というようなもの、これも担保しなければいけないのだろうなど。ただ、先ほど委員長が各人に意向を聞かれたのは、私自身は、採決というかそういうものを取ったということではなくて、それぞれの委員の意向を聞いたと、それでもってこの特別委員会の方向性を先ほど表示していただいたのだろうなどというふうに考えております。

です。これが今後、特別委員会として毎回毎回こんなようなことが起こっては本来の独立性は担保されないのだろうということもありますが、ただ、この案件自体が住民投票されたり、それから随分長い時間検討されてきたというようなことからいけば、やはり議員全員の意向を聞いて、次のステップに進むべきだと思っております。

○高林修委員長 ほかに御意見は。

○岩田邦泰委員 会派としてもやはり議員全員の声で前に進むというのがいいというふうにも話をしていたので、そうしていただければと思っています。

○高林修委員長 ほか。

○加茂俊武委員 議員全員の意見を聞くべきだと思います。大変重要な案件ですので、それぞれが責任を持って意思表示をしていただくところが大事だと思います。

○高林修委員長 ほかはよろしいでしょうか。

[発言する者なし]

○高林修委員長 それでは、全議員が関わる必要があるという声が多いようですので、その方法等については議会運営委員会に協議を依頼していくことといたしますが、よろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○高林修委員長 ありがとうございます。

最後に、一言申し上げたいのですが、コロナが大変な中、本日、再編が必要との結論づけを当委員会としてはできました。本当に委員の皆様にはお礼申し上げます。

また、委員長として時々、大変失礼な発言がありましたことをここでおわび申し上げたいと思います。

この半年以上の委員間討議は浜松市の未来のために変革を求める方々と、現状を維持しつつも浜松市の行政に満足しないで改革を進めようとする方々の論戦というか、論議だったというふうに思っています。ただどちらの方々も、浜松市のことを思う気持ちに違いはないと思っています。市民満足度の向上など、目指すところは同じだというふうに私は感じています。

これよりは議会運営委員会の協議を待つこととなりますけれども、当局の皆さんも含めて、この半年間本当にいろいろと御協議いただき、また用意もしていただきありがとうございました。

○太田康隆委員 確認させてください。

全議員の意見を聞くことに僕も異議ありません。それについての聞き方については、議会運営委員会に特別委員会から願います。それで、議会運営委員会がその集約の仕方を諮って、それで集約しますよね、全議員の意見をね。

集約した結果は、当然またこちらの特別委員会に……。行程表として行程3で導く結論というのは、再編が必要なのか不要なのかという結論を導いていくのだと。それで終わりではなくて、再編が必要な場合は、行程4として具体的な再編案についても議論していくということになっているわけで、この特別委員会の置かれた立場としては、議会の意思が示されたら、その意思がまたこの特別委員会に戻ってきて、この特別委員会の議論がまた始まっていくのか。今、委員長の発言だと、そこら辺が触れられないまま、何かこれで特別委員会終わってしまうような最後の御挨拶だと私感じたので、その手続としてはどうなのかということも触れていただいて、縮めていただいたほうがいいかなと思うのですけれども、違いますか、間違っていますか。

○高林修委員長 間違っていない。ただ、議会運営委員会に協議を依頼していくことで今日は締めたいというふうに思っています、議会運営委員会以降にどういうふうな形でどういうふうな結論が出

るかというのは当然待ちますけれども、仮の話は今できませんので……。

○太田康隆委員 また特別委員会としてその意向を受けてということですね。

○高林修委員長 仮の話を発言してもよろしければ。

○太田康隆委員 いや、この特別委員会のその後を言っているわけです。

○高林修委員長 行程表どおりというか……。

○太田康隆委員 いや、結構です。議会としての意見集約が出た後に、またこの特別委員会が開かれるかどうかについてもきちんとまた連絡いただけるなり、協議していただければ結構です。私が言っているのは、そういう手を踏んでくださいということです。

○高林修委員長 分かりました。

それでは、以上で、行財政改革・大都市制度調査特別委員会を散会いたします。

15:24